

# 山梨学院短期大学安全保障輸出管理規程

(2022年4月28日制定)

## (目的)

第1条 本規程は、山梨学院短期大学（以下、「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下、「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和および安全の維持に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「外為法等」とは、外国為替および外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下、「法」という。）およびこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「技術の提供」とは、外国における技術の提供もしくは外国に向けて行う技術の提供、または非居住者への技術の提供もしくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）または外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (4) 「取引」とは、技術の提供または貨物の輸出をいう。
- (5) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下、「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下、「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) 「キャッチオール規制」とは、外為令別表の16の項に定める技術および輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器もしくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 「該非判定」とは、提供しようとする技術または輸出しようとする貨物が、リスト規制技術またはリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 「取引審査」とは、提供しようとする技術または輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途および需要者（需要者は、「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤もしくは細菌製剤、あるいはこれらの散布のための装置、またはこれらを運搬することができるロケットもしくは無人航空機をいう。
- (11) 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12) 「大量破壊兵器等の開発等」とは、大量破壊兵器等の開発、製造、使用または貯蔵をいう。
- (13) 「通常兵器の開発等」とは、通常兵器の開発、製造または使用をいう。
- (14) 「教職員等」とは、本学に勤務する教職員（専任・兼任であるかを問わない。）、および本学学生（科目等履修生および聴講生を含み、公開講座受講者を除く。）、ならびに本学における学術研究事業に参画ないしは参加する者とする。

## (適用範囲)

第3条 本規程は、本学が行うすべての技術の提供および貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和および安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供および貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(輸出管理最高責任者)

第5条 本学の輸出管理最高責任者（以下、「最高責任者」という。）は、学長とする。

- 2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等または本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下、「統括責任者」という。）を置き、教務部長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、該非判定および取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 最高責任者は、統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下、「管理責任者」という。）を置く。管理責任者は、各科長とする。

- 2 管理責任者は、最高責任者の指示に基づき、統括責任者を補佐し、「事前確認シート」の確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理委員会)

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、最高責任者の下に輸出管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、最高責任者の指示に基づき必要に応じ開催し、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用および取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他、輸出管理に関する重要事項

- 3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は最高責任者とする。

- (1) 最高責任者（学長）
- (2) 統括責任者（教務部長）
- (3) 管理責任者（各科長）
- (4) その他、委員長が必要と認めた者

(事前確認)

第9条 教職員等は、技術の提供または貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報および例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2 前項の事前確認により取引審査の手続が必要と判断された場合、または取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第10条（該非判定）、および第11条（用途確認）、ならびに第12条（需要者確認）に定める起票・確認を行い、第13条に定める取引審査の手続を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

（該非判定）

第10条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術または貨物が、リスト規制技術またはリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

（1）本学で研究・開発した技術の提供または貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいて、リスト規制技術またはリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

（2）本学外から入手した技術の提供または貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等の交付または提示を受け、前号に準じて適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等の交付または提示を受けなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先からの該非判定書等の交付または提示を省略することができる。

（用途確認）

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術または貨物の用途について、大量破壊兵器等または通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート」および「明らかガイドライン」に関するチェックシート」を用いて確認するものとする。

（需要者確認）

第12条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術または貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者（相手先）」チェックシート」等を用いて確認するものとする。

（1）提供ルート内の関係者について存在・身元に不審な点がある。

（2）経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。

（3）大量破壊兵器等または通常兵器の開発等を行うあるいは行ったことが、入手した資料等に記載されている、ないしはその情報がある。

（4）軍または軍関係機関、もしくはこれらに類する機関、あるいはこれらの所属者である。

（取引審査）

第13条 教職員等は、技術の提供または貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制およびキャッチオール規制の観点から別途定める「審査票」を起票して管理責任者による一次審査および統括責任者による二次審査に基づく承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

（許可申請）

第14条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合には、最高責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。なお、許可申請の書面は、統括責任者が起案し、最高責任者が確認する。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載するものとする。

3 技術の提供または貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供または貨物の輸出については、経済産業大臣の許可が取得されているとの確認を行わない限り、当該技術の提供または貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供に関する管理)

第15条 教職員等は、技術を提供する場合、第9条の事前確認および第13条の取引審査の手続が行われたこと、ならびに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認を要しない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷に関する管理)

第16条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第9条の事前確認および第13条の取引審査手続が行われたこと、ならびに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認を要しない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合には、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告するものとする。

4 前項の報告を受けた管理責任者は、統括責任者および最高責任者と協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。

(文書管理または記録媒体の保存)

第17条 教職員等は、統括責任者および管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面または電磁的記録を、技術が提供された日または貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

第18条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。

(調査)

第19条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第20条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の外為法等の周知、その他関係法令の規定を遵守するために必要となる指導を行うものとする。

(教育)

第21条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等および本規程の遵守の重要性を理解させ確実な実施を図るため、教職員等に対し計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第22条 教職員等は、外為法等または本規程に違反する、あるいは違反のおそれがある事実を知り得た場合には、その旨を速やかに管理責任者に通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合には直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき、または違反したおそれのあることが判明したときは最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示し、かつ遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

4 前項に掲げる事項が生じた際、最高責任者は、再発防止のために必要となる措置を講じなければならない。

(懲 戒)

第 23 条 教職員が故意または重大な過失により外為法等および本規程に違反した場合には、本学を設置する学校法人 C2C Global Education Japan（以下、「本法人」という。）が定める教職員就業規則および教職員懲戒規程に基づき、懲戒処分の対象とする。

2 学生が故意または重大な過失により外為法等および本規程に違反した場合には、本学学則および学生懲戒手続規程に基づき、懲戒処分の対象とする。

(事 務)

第 24 条 この規程に関する事務は、本学事務局がこれを行う。ただし、第 23 条第 1 項に掲げる教職員の懲戒処分に係る手続は、本法人人事部人事課がこれを行う。

(改 廃)

第 25 条 この規程の改廃は、委員会および拡大教授会の議を経て、学長が決定する。

(雑 則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要となる事項については、別途、細則等を定めることができる。

#### 附 則

この規程は、2022 年 4 月 28 日から施行する。